

大切な自分 大切なあなた

～自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう～

【人権教育の目標】

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること 【人権教育の指導方法等の在り方について 第一次～第三次といまごめ】

授業

教科・道徳・特活

生徒指導

交流活動

家庭・地域
との連携

学級経営

学校行事等

体験活動

人権教育

～あらゆる場面で人権教育を推進しましょう～

【重点事項】

推進体制の整備・充実

- ・思いやりのある「豊かな心」を育む学校づくり
- ・教育活動全体を通じて計画的に推進
- ・信頼される学校づくり

体験・交流活動の充実

- ・多様な体験・交流活動の充実
- ・人権感覚を育むための指導方法の工夫・改善

研修の充実

- ・教職員の資質向上を図るための計画的な研修の実施
- ・参加型・体験型の手法を取り入れた研修

日々の授業における活動の一つ一つが人権尊重につながります

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成するうえでの重要な要素となります。授業では、児童生徒の感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢を持つとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背景にある心情や意味を理解するよう心がける必要があります。

人権が尊重される授業づくりの視点

自己存在感を持たせる支援の工夫

「授業に参加している」という実感を持たせよう

- 内容や活動に応じ座席の工夫をする
- 一人一人の興味・関心等を把握し、課題設定の工夫をする
- わかりやすい発問を心がける
- 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める

「自分が必要とされている」という実感を持たせよう

- 一人一人が活躍できる場を工夫する
- 協力して活動できる場を工夫する
- お互いの発言を最後まで聴く習慣を身に付けさせる
- 子どもの「知りたい、わかりたい」という意欲を大切にす

教師自身が一人一人を大切にす姿勢を示そう

- 敬称をつけて一人一人の名前を呼ぶ
- 子どもの目を見て話したり意見をきちんと受けとめて話を聴いたりする
- 一人一人の発想・つぶやきを重視した学習活動を展開する
- ノート等に肯定的なコメントを書く

共感的人間関係を育成する支援の工夫

「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくろう

- 子どもたちの中で認め合いができるような働きかけを行う
- 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う
- 意図していなかった意見も発言をさえぎらずよく聴く
- 話をしている人を見て、話を聴くような指導を行う

「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくろう

- 友だちのよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる
- 友だちの意見と自分の意見の違いに気付かせる
- 友だちの気持ちや立場を考え自分の言動を選択・構成させる
- お互いの役割や責任を認め合う態度を育てる

自己選択・決定の場の工夫と設定

学習課題や計画を選択する機会を提供しよう

- 複数の学習課題を準備し、自分にあった課題を選択させる
- 学習の見通しをもって計画を立てるための支援をする

学習内容、学習教材を選択する機会を提供しよう

- 多様な教材・教具を準備し、学習支援（個別指導・T T指導等）を行う
- 習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択させる

学習方法を選択する機会を提供しよう

- 課題解決のための情報や資料の準備とその活用方法について助言する
- ノート等の整理の方法を助言する
- 考える時間・話し合う時間を確保する

表現方法を選択する機会を提供しよう

- 多様な表現方法を提示する
- 子どもの多様な表現を認め、引き出すよう配慮する

学習形態や場を選択する機会を提供しよう

- 補足的な学習の時間を確保する
- きめ細かな指導をする（わかるまで教える、困った時は支援をする等）

振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供しよう

- 学習成果のまとめ方を多様に提示する
- 学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返り交流する時間を設定する

児童生徒は心身ともに成長過程にあります

学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要です。

発達段階に即した人権教育の指導方法

【幼児期】 生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場

○遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にすることが感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要です。

【小学校1～3学年】 生活体験に基づく「気付き」から深い理解に導くような配慮が必要

○生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要です。また、絵本やお話の本などを活用し、想像力を育てることも大切です。
○情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要です。

【小学校4～6学年】 人権の意義や重要性を知的に理解させるとともに、感性の育成を図る

○概念理解、抽象的な思考力、認識力、分析力、批判力等の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解できるようになります。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められます。
○書き言葉によるコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあり、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要です。

【青年初期(中学校段階)】 生徒の自己肯定感を育て、他者の存在を受容できるようにする

○青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感性的にも受容できるように導く学習が求められます。
○パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要です。

【青年中期(高等学校段階)】 人間としての生き方を真剣に考えさせ、積極的に人権教育に取り組む

○この時期には、様々な人権教育が可能です。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければなりません。
○あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきです。
○パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要です。

児童生徒の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもあります。例えば、児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくことも重要となります。

【「人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～」】

人権が尊重される社会づくりを促進しよう

千葉県人権施策基本指針は、千葉県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。学校教育においては、児童生徒が「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるように、その発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を、単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるよう、時間をかけて、子どもたちの心にしっかりと沁み込ませていくことを目指して教育活動を行います。

児童生徒は人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在です。学校教育においても、児童生徒の人権を尊重し、一人ひとりを大切にされた教育の一層の推進が図られています。教職員には、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められています。このため、教職員自身が常に人権感覚を磨くことができるよう、教職員研修の充実に努めることが大切です。

すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して

基本理念

一人ひとりがかけがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。一人ひとりがかけがえのない尊い命の主体者として、互いに人権の意義やその尊重と共存の重要性について理解を深め、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他の人の人権をも尊重し、差別や偏見、さらに暴力のない社会の実現を目指します。

一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、人種、民族、信条などによって不当に差別されず、一人ひとりの様々な生き方の可能性を否定されることなく、個性や能力を十分発揮できる機会が保障され、元気で活力のある社会の実現を目指します。



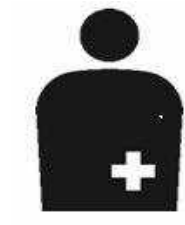



一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会

すべての人がそれぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが重要であり、自分を大切にするとともに、他の人を大切にしてい、支え合い、絆を大切にしながら、共に安心していきいきと暮らせる元気な千葉県の実現を目指します。

【千葉県人権施策基本指針 H27.2 改定】

心のバリアフリー～障害者マーク知ってますか？～

内閣府HPより

					
障害者のための国際シンボルマーク	盲人のための世界共通マーク	オストメイトマーク (人工肛門・人工膀胱を造設している人)	ハートプラスマーク (身体内部に障害のある人)	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク	聞こえが不自由なことを表すマーク